

公立大学法人広島市立大学における公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応に係る取扱方針

1 目的

この取扱方針は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、本学における責任体系及び不正防止体制等を定め、適正な研究活動を一層推進し、もって市民からの信頼の確保に資することを目的とする。

2 対象とする公的研究費

この取扱方針における公的研究費とは、次の各号に掲げる本学が管理するすべての研究費とする。

- (1) 文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人、又はその他の行政機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、及び外部団体等からの寄附金、補助金並びに委託費等を財源として本学が扱う全ての外部資金研究費
- (2) 教員研究費等の学内資金による研究費

3 対象者

この取扱方針は、本学の役員、教職員、学生を含め教育研究に従事する全ての者（以下、「構成員」という。）を対象とする。

ただし、この取扱方針5、6及び7に係る対象者については、全教員、並びに事務局企画室（企画グループ）、総務室、教務・学部運営室（学部運営グループ）及び地域共創・研究推進室に所属する事務職員とし、地域共創・研究推進室（研究推進・産学連携グループ）において対象者名簿を作成・管理する。

4 責任者及び担当部署

次のとおり責任者及び担当部署を設置する。

(1) 最高管理責任者

大学全体を統括し、公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応について最終責任を負う最高管理責任者は学長（理事長）とする。最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者が責任を持って公的研究費を運営・管理し、研究倫理の向上を推進できるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

また、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会において審議するとともに、その実施状況や効果等について理事・監事に報告し意見を求める。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は副学長（学術・社会貢献担当）とする。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、大学全体の不正防止対策の実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

また、コンプライアンス教育や啓発活動等の実施計画を作成する。

(3) コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者

部局等（学部、研究科、広島平和研究所及び事務局並びに附属施設・センターをいう。）における公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者は、部局等の長とする。ただし、統括管理責任者が部局等の長である場合は、当該長の直近下位の職位にある者とする。

コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者は統括管理責任者の指示の下、次の事項を行う義務がある。

- ① 公的研究費の不正使用を防止するため、部局等におけるコンプライアンス教育や啓発活動等の対策を実施し、年に一度、実施状況を別記様式1により、統括管理責任者に報告する。
- ② 研究活動における不正行為の防止を図るため、部局内の全ての構成員に対し、定期的に研究倫理教育を行う。

(4) 不正防止計画担当部署

事務局地域共創・研究推進室（研究推進・産学連携グループ）を不正防止計画担当部署とし、統括管理責任者とともに関連部署と連携して次の業務を行う。

- ①取扱方針及び行動規範の策定・実施・見直しに関する事務
- ②不正防止計画の策定・実施・見直しに関する事務
- ③コンプライアンス教育及び研究倫理教育に関する事務
- ④啓発活動に関する事務
- ⑤モニタリングの実施

(5) 内部監査担当部署

事務局総務室（経営グループ）を内部監査担当部署とし、関連部署と連携して次の業務を行う。

- ①公的研究費の管理体制の不備の検証
- ②研究活動上の不正発生要因の把握
- ③実効性の高い監査の計画・実施・結果の周知

また、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化する。

5 コンプライアンス教育の実施

不正を事前に防止するために、対象者に対し、自身が取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として、実施計画に基づくコンプライアンス教育を以下のとおり実施する。

(1) 内容

- ①本学への影響
- ②運用ルール・手続・通報等の制度などの遵守すべき事項
- ③不正が発覚した場合の本学の懲戒処分・自らの弁償責任
- ④配分機関における申請等資格の制限
- ⑤研究費の返還等の措置
- ⑥本学における不正対策 等

(2) 実施方法

原則として、部局等単位で2年に1回以上、対面又はオンラインにより実施する。

(3) 管理・報告

コンプライアンス推進・研究倫理責任者は、部局等内の対象者のコンプライアンス教育の受講状況や理解度を管理監督するとともに、別記様式1により、実施状況を統括管理責任者へ報告する。また、理解度が低い受講者に対しては、必要に応じて改善を指導する。

6 誓約書の提出

- (1) コンプライアンス推進・研究倫理責任者は、部局等内の対象者に、遵守事項を定めた誓約書を提出させる。誓約書は退職するまで有効とし、様式は別に定める。
- (2) 誓約書の提出は、原則として、対象者が本学で勤務を開始する初日に求めることとし、事務局地域共創・研究推進室（研究推進・産学連携グループ）において保管・管理する。

7 eラーニングコース受講による自己研修

- (1) 対象事務職員は、自己研修として、日本学術振興会が提供する「研究倫理eラーニングコース」を隔年で実施する。
- (2) 全教員は、自己研修として、(一財)公正研究推進協会が提供する「APRIN eラーニングプログラム」を隔年で実施する。
- (3) コンプライアンス推進・研究倫理責任者は、部局内の対象者に修了証書を提出させ、実施状況の把握に努めるとともに、必要に応じて指導する。
- (4) 修了証書の有効期限は2年間とし、事務局地域共創・研究推進室（研究推進・産学連携グループ）において保管・管理する。

8 啓発活動の実施

構成員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として、コンプライアンス教育と併用・補完する形で以下のとおり実施する。

- (1) 内容
 - ① 実際に発生した不正事案（他機関の事案を含む。）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有
 - ② 内部監査報告の取りまとめ結果の周知
 - ③ 不正防止啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布及びホームページへの掲載 等
- (2) 実施方法
教授会等での説明やメール配信等により実施する。

9 業者への対応

構成員と取引業者との癒着を防止するため、取引業者に対して遵守事項を定めた誓約書の提出を求める。取引業者の範囲及び誓約書の様式は別に定める。提出された誓約書は事務局総務室（経営グループ）において保管・管理する。

10 不正に関与した者の処分

- (1) 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に関与した教職員については、公立大学法人広島市立大学における研究の不正に関する取扱規程により取り扱うものとする。
- (2) 不正な取引に関与した業者については、公立大学法人広島市立大学契約規程により取り扱うものとする。

11 相談窓口

公的研究費の使用及び事務処理手続きに関する相談窓口は次のとおりとする。

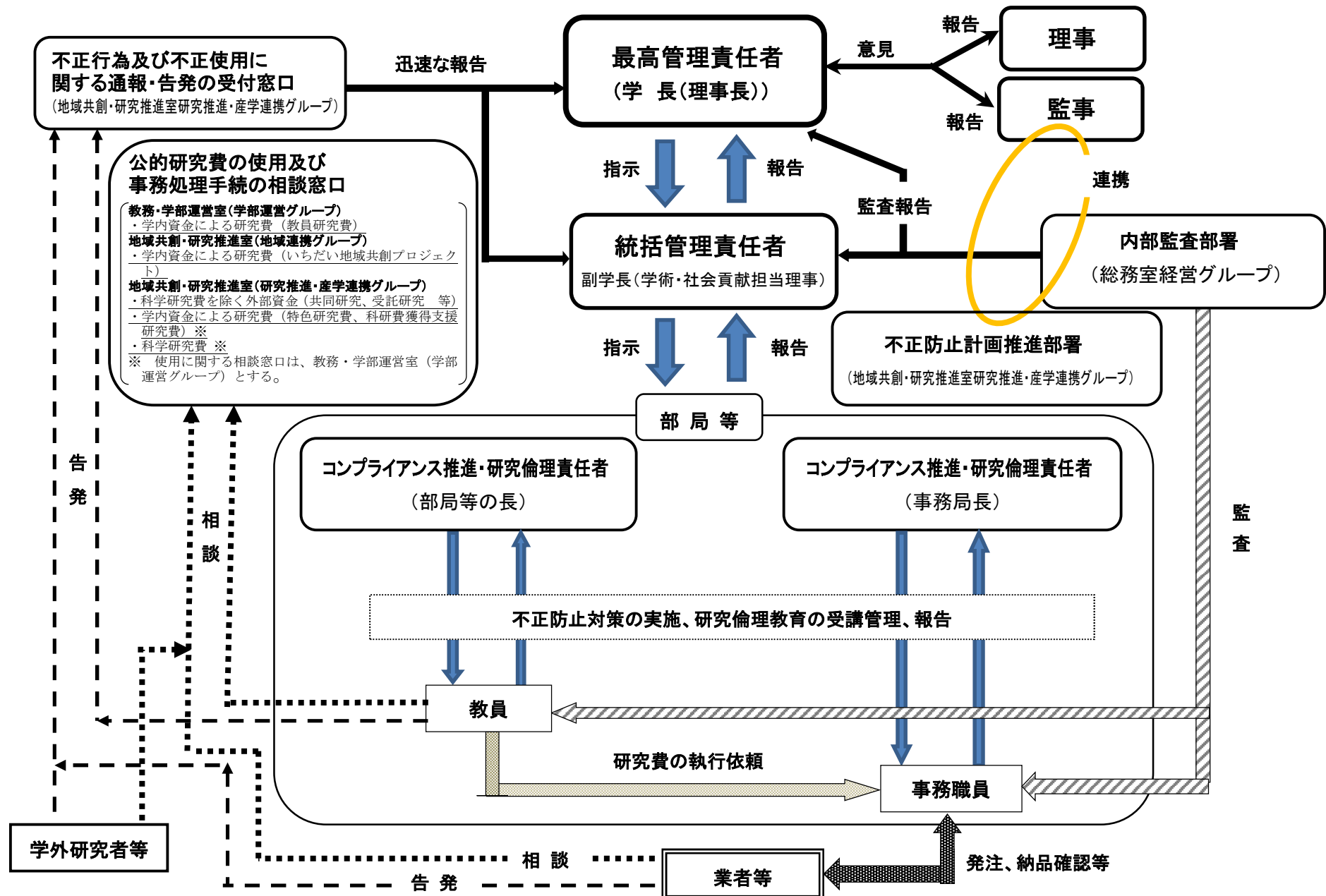
相談窓口	対象となる公的研究費
教務・学部運営室（学部運営グループ）	・学内資金による研究費（教員研究費）
地域共創・研究推進室（地域連携グループ）	・学内資金による研究費（いちだい地域共創プロジェクト）
地域共創・研究推進室（研究推進・産学連携グループ）	・科学研究費を除く学外部資金（共同研究、受託研究 等） ・学内資金による研究費（特色研究費、科研費獲得支援研究費）※ ・科学研究費 ※

※ 使用に関する相談窓口は、教務・学部運営室（学部運営グループ）とする。

12 通報・告発の受付窓口

公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に関する本学内外からの通報・告発の受付窓口は、地域共創・研究推進室（研究推進・産学連携グループ）とする。

「公立大学法人広島市立大学における公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応」に係る組織体制図



年 月 日

統括管理責任者 様

コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者
〇〇学部（研究科・研究所）長 〇〇 〇〇 ㊟

公的研究費の使用における不正防止対策実施報告書（〇〇〇〇年度）

〇〇学部（研究科・研究所）において、「公立大学法人広島市立大学における公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応に係る取扱方針」に基づき、以下のとおり不正防止対策を実施しましたので報告します。

1 コンプライアンス教育の実施

- (1) 日時：
- (2) 場所：
- (3) テーマ及び内容：
- (4) 受講者数：
- (5) 所感：

2 啓発活動の実施

3 その他の取組（自由記述）